令和元年度 香川地方最低賃金審議会 第2回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	令和元年8月1日 14時17分~15時51分			
開	催	場	所	香川労働局 第一会議室			
				公益を代表する委員	出席 2 人	定数3人	
出	席	状	況	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人	
				使用者を代表する委員	出席3人	定数3人	
主	要	議	題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 香川県最低賃金額について			
議	事	要	凹田				

- 1 最低賃金に関する基礎調査結果の概要について説明した。
- 2 香川県最低賃金額の審議

労働者側 : 第1回提示額 時間額838円 (46円引上げ)

根拠:「賃金体系維持相当分」2.8%+物価上昇率1%分の合計3.8%として31円、これに岡山の最賃額との差15円を合わせて+46円の838円を提示する。

労働者側: 第2回提示額 時間額826円(34円引上げ)

根拠:岡山の最賃額との差15円を5年で解消するとして、3円+31円の34円を現行に上乗せするもの。

使用者側: 第1回提示額 時間額807円(15円引上げ)

根拠:経営者協会の会員である中小企業の今期の賃上げ率は1.66%であるが、経 団連の中小企業の賃上げ率は1.87%であり、これを基に計算して+15円の807円 を提示する。

双方とも提示済金額の変更には至らず、次回専門部会までに双方に再考を促し、引き 続き審議することとなった。

第3回専門部会は、令和元年8月2日13時30分から開催。